

# 司法書士が

わかりやすくおこたえます

予約制 / 無料

## 成年後見制度相談会

成年後見制度は、認知症や精神障害、知的障害などにより、判断能力が不十分な方の生活や権利、財産を守るための制度です。

家庭裁判所への申立てを行い、身上保護や財産管理などの支援を行う「後見人等」を選任してもらいます。後見人等は定期的に本人のお家や施設を訪問し、日々の見守りと財産の管理を行います。

【令和8年度 年間スケジュール(予定)】(各回8組まで)

4/18  
(土)

6/13  
(土)

8/1  
(土)

10/10  
(土)

12/12  
(土)

2/13  
(土)

【場 所】 台東区社会福祉協議会 (台東区下谷1-2-11)

【内 容】 説明の動画を視聴(20分) + 個別相談(60分)  
動画で制度の基礎知識をご覧いただいた後、司法書士と相談をしていただきます。

対象：台東区にお住まいの方  
(台東区にお勤めの方については、相談の対象となるご本人が台東区にお住まいの場合とさせていただきます。)

※予約が必要です。  
各回の募集の詳細は、台東区社会福祉協議会のホームページと広報たいとうでお知らせします。



### お問合せ

台東区社会福祉協議会 あんしん台東

電話：03-5828-7543



共催：公益社団法人 成年後見センターリーガルサポート東京支部

後援：台東区

